

◎議 事 日 程（第5号）

平成19年3月23日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第34号 愛西市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 愛西市在宅重度障害児家庭介護者手当支給条例の廃止について
- 日程第4 議案第1号 愛西市公共下水道事業基金条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 愛西市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 愛西市災害応急対策及び災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第9号 愛西市公共物管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 愛西市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 市道路線の認定について
- 日程第16 議案第13号 字の区域の変更について
- 日程第17 議案第19号 平成18年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第20号 平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第21号 平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第22号 平成18年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第23号 平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第24号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第23 議案第25号 平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第26号 平成19年度愛西市一般会計予算について
- 日程第25 議案第27号 平成19年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第26 議案第28号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第29号 平成19年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第28 議案第30号 平成19年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第31号 平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について

日程第30 議案第32号 平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について

日程第31 議案第33号 平成19年度愛西市水道事業会計予算について

日程第32 選挙第1号 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員(30名)

| | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 前田 芙美子 君 | 2番 | 鷺野 聡明 君 |
| 3番 | 三輪 久之 君 | 4番 | 日永 貴章 君 |
| 5番 | 吉川 三津子 君 | 6番 | 榎本 雅夫 君 |
| 7番 | 岩間 泰彦 君 | 8番 | 田中 秀彦 君 |
| 9番 | 村上 守国 君 | 10番 | 真野 和久 君 |
| 11番 | 鬼頭 勝治 君 | 12番 | 八木 一 君 |
| 13番 | 近藤 健一 君 | 14番 | 小沢 照子 君 |
| 15番 | 後藤 和巳 君 | 16番 | 堀田 清 君 |
| 17番 | 加藤 和之 君 | 18番 | 古江 寛昭 君 |
| 19番 | 大島 功 君 | 20番 | 大宮 吉満 君 |
| 21番 | 永井 千年 君 | 22番 | 黒田 国昭 君 |
| 23番 | 中村 文子 君 | 24番 | 加藤 敏彦 君 |
| 25番 | 加賀 博 君 | 26番 | 宮本 和子 君 |
| 27番 | 石崎 たか子 君 | 28番 | 佐藤 勇 君 |
| 29番 | 太田 芳郎 君 | 30番 | 柴田 義継 君 |

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|----------|--------|---------|
| 市長 | 八木 忠男 君 | 助役 | 山田 信行 君 |
| 教育長 | 青木 萬生 君 | 会計室長 | 杉山 政男 君 |
| 総務部長 | 中野 正三 君 | 企画部長 | 石原 光 君 |
| 教育部長 | 八木 富夫 君 | 経済建設部長 | 篠田 義房 君 |
| | | 市民生活・ | |
| 上下水道部長 | 若山 富士夫 君 | 保健部長 | 藤松 岳文 君 |
| 福祉部長 | 水谷 正 君 | 消防長 | 古川 一己 君 |
| 佐屋 | | 立田 | |
| 総合支所長 | 加賀 和彦 君 | 総合支所長 | 伊藤 忠俊 君 |

八 開

総合支所長 飯田 十志博 君
社会福祉課長 杉 勝 巳 君

佐 織

総合支所長 山崎 敏次 君
上水道課長 佐藤 定明 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊藤 辰雄
書 記 田尾 武広

議事課長 服部 秀三

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

おはようございます。御案内の定刻になりました。

全員御出席でございますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議案に入る前に、24番・加藤敏彦議員より質問がございました件で、上水道課長より発言を求められておりますので許可いたします。

○上水道課長（佐藤定明君）

3月12日の本会議で加藤議員の質疑に対し、八開地区の水道料金の値上げ率を倍と言いましたが、仮に赤字幅が3,000万円とすると約35%の値上げであります。2ヵ月40立米御使用されますと、現行6,930円が9,460円で約2,530円上がることになるわけでございますが、あくまでも推計ということでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。失礼しました。

○議長（佐藤 勇君）

訂正の答弁がございましたが、加藤議員、よろしゅうございますか。

○24番（加藤敏彦君）

それは、14日の一般質問の答弁だと思いますので、訂正していただくなら14日ということをお願いしたいと思います。

もう1点、委員会の方でもそれをさらに答弁いただいておりますので、実際に八開の水道事業は現実的には何%の値上げになるかという答弁がありますので、それもあわせて御報告いただきたいと思います。

○上下水道部長（若山富士夫君）

申しわけございません。たまたま委員会のときの資料を手元に持ち合わせておりませんでしたので、改めて私の方から当日の経済建設委員会で答弁させていただきましたように、平成22年度以降からは、計算上は2,100万円ぐらいの損失が発生し、おおむね25%ぐらいの値上げをお願いせねばならないのではないかというふうに答弁させていただいておりますので、改めてこの場で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、本日追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催をされておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

本日、開会前9時から議会運営委員会を全員に御出席をいただきまして開催いたしまして、議案第34号、議案第35号が提出されましたので、御協議いただきました結果、本日審議を願うことに決定いたしました。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

ただいま議会運営委員長から報告がございました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案につきまして、それぞれ御審査をしていただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（太田芳郎君）

それでは、総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は3月15日午前10時から開催をいたしました。当委員会に付託をされました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付いただいておりますように、議案第2号：愛西市職員の定年等に関する条例の一部改正について及び議案第3号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第4号：愛西市災害応急対策及び災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正につきましては、反対討論として、今回の改正については、武力攻撃事態における国民の保護を求めるとありますが、国民保護計画に基づく、保護法に基づく改定となっています。そのもととなっている国民保護法そのものが日本に対する武力攻撃事態を想定し、憲法が考えている平和的解決という点に関していうと問題がある法律であります。そうしたものに関連する改正として反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第5号：愛西市税条例の一部改正について及び議案第13号：字の区域の変更につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、合併補助金の2億5,400万円の内訳の質問に対して、はしご車に1億6,000万円、佐織地区の防災無線に4,000万円、本庁舎の発電機の整備事業に1,900万円、八開、立田地区の防災無線に3,500万円の補助金を充当するという答弁でした。

また、電子計算費の役務費と委託料の減額の理由に対しましては、専用回線通信料ですが、ネットワーク整備事業の拡張で、当初別々の専用線を構築する計画でありましたが、1本の線の中で分離するという方法を採用した関係で減額になりました。委託料については、それぞれの款で予算計上しておりましたのを情報管理課で一括計上することにより、結果的に契約件数がたくさんあった中で、ヒアリング等を行った中で不要なものを精査し、また契約の段階で業者と交渉し、執行残という形で残っている部分もあるという答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第20号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第3号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第26号：平成19年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、市有バス運行管理委託料でスポット契約があるが、これは運転手と契約するのかという質問に対しては、あくまでも委託先の会社と契約をするものですという答弁でありました。市の木「マキ」を公共施設に植樹することになっているが、どの程度植樹するのかという質問に対し、現在72本ほど植樹する計画を持っているという答弁でありました。また、自主防災会の訓練は市内160組織あるが、108の組織で訓練を行ったそうであります。

ホームページのシステム導入については、今後の予定についての質問に対し、各部の代表者でホームページ作成委員会をつくっているが、その中で4月以降、市として方向性を固め、先進地のホームページを参考にしながら、今後具体的なことを煮詰める方向であるとの答弁でありました。

議案第26号の反対討論として、固定資産税の評価に関して、本来遡及すべきでないと判断します。また、嘱託徴収員に関する問題ですが、基本的には正規の職員がやるべきと考えます。嘱託職員に委託するということは、基本的な個人情報の問題や守秘義務など大きな問題になります。そうした点を踏まえて、今回の議案第26号については反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号：平成19年度愛西市土地取得特別会計予算につきましては、質疑もなく、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上であります。報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればお受けをいたします。どうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

○文教福祉委員長（大宮吉満君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は3月16日午前10時から開催いたしまして、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、議案第6号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第7号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、備品の準備状況についての質問に対し、250万円予算計上してあり、市で相当の備品をそろえる予定との答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第8号：愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第19号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、教育費の国庫補助金の安全・安心な学校づくり交付金 1,337万8,000円の具体的な説明の質問に対して、本来、学校施設整備費補助金がこの中に含まれていましたが、今年度から名称が変わり、交付金制度になりました。これは立田北部小学校の耐震補強の関係で、その他の学校については学校施設整備費補助金で対応していますという答弁がありました。また、プール運営費の財源振りかえの理由については、アスベスト除去工事の国庫補助がついたので、財源振りかえをしたということでございました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第21号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰越金について今回の補正と翌年度計上額に関しての質問に対して、前年度からの繰越金は一般会計からの財源的繰入金の影響もあるが、現実の資金繰りを見ながら予算立てをしている状況であるとの答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第22号：平成18年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、第三者行為求償事務手数料について質問があり、交通事故等による第三者行為に係る医療費部分を、過失割合に応じ相手方より返還させる事務を国保連合会に委託をしているもので、その返還分の3%相当分を事務手数料として支払っているものだという答弁がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第23号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、嘱託保健師等の賃金の減額補正についての質問に対し、当初2名分の予算計上をして募集しましたが、1名は看護師で、もう1名は週に2日から3日の勤務体制であったので減額補正になったとの答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第26号：平成19年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、住基カードの発行部数の質問に対し、平成18年度は現在のところ40数名で、電子申請については4名の申請があったとのことでありました。また、非核平和啓発教材とはどのようなものかという質問に対しまして、非核平和広島派遣事業の事前学習会の教材であるとの答弁でした。学校評議委員会についての質問に対しましては、市内18校にすべて設置しており、各校5名で年に2回から3回開催し、内容については学校運営に関するすべての意見交換であるとのことでありました。

議案第26号の反対討論として、平成17年度から始まった大增税は高齢者を中心に大変な負担増となり、平成19年度も今までの経過措置による負担増に加え、6月からの住民税の定率減税の廃止など、負担増のラッシュです。議案第26号のうち当委員会に関するところでは、児童館、子育て支援センター用地の取得、斎場建設基本計画の策定予算が計上されましたが、医療費の一部負担金減免制度、低所得者の国民健康保険税、介護保険料、利用料の減免、要介護認定者すべてに障害者控除証明書の発行などの要望にこたえていません。さらに30人学級、私立高校生に対する授業料補助の増額など、住民の要望の多くが予算化されませんでした。住民要望の実現は不十分と言わざるを得ませんので、この議案に反対しますという御意見がございま

した。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第28号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計予算につきましては、反対討論として、徴収嘱託員を4名採用して、滞納者の徴収に力を入れるのではなく、市が積極的に消費生活窓口を設置し、市民税、国保税、水道料など、税金や公共料金滞納者に対して多重債務の相談を連携して対応し、支払いをしたくても支払えない状況を解決してこそ、滞納への一掃が図られるものではないでしょうか。平成20年度から後期高齢者医療制度が始まり、国民健康保険から切り離して行われることとなります。国の言いなりではなく、市民の立場に立って市政を進めていくべきだと考え、この議案に反対しますという意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第29号：平成19年度愛西市老人保健特別会計予算につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第30号：平成19年度愛西市介護保険特別会計予算につきまして、反対討論として、平成18年度に介護保険が改悪され、今までどおりにサービスが利用できなくなったり、ベッド、車いすなど日常用具が借りられなくなったり、その上介護保険料、利用料の値上げでは、介護保険を利用したくてもすることができないと怒りの声が寄せられています。一般高齢者介護予防事業、運動機能向上事業を委託するなど、介護予防サービスを拡大することはありがたいことですが、市外に行かなくても市内で事業が拡大できるようにし、策定委員の公募を行い、利用者の声が反映する計画になるよう努力していただき、予防給付費を5分の1に大幅に減らすばかりでなく、もっと利用しやすい介護保険にすべきと考え、この議案に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があれば、お受けをいたします。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

○経済建設委員長（加賀 博君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は3月19日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第1号：愛西市公共下水道事業基金条例の制定につきましては、平成19年度から基金を設けることになるが、実際幾らぐらいで始めるのかという質問に対して、財政計画の見直しの中で財政課とよく打ち合わせをして検討していきたいという答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第9号：愛西市公共物管理条例の一部改正について及び議案第10号：愛西市道路占用料条例の一部改正につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第11号：愛西市水道事業給水条例の一部改正につきましては、施行期日がなせ9月1日からかという質問に対し、料金値上げに必要な準備期間であるとのことでした。

反対討論として、今回の水道料金の値上げは赤字分の解消ということで提案されていますが、今、住民の暮らしは定率減税や税額控除の廃止、介護保険の見直しで毎年負担がふえています。特に高齢者は大きな負担となっています。こういうときに住民の暮らしを守るべき自治体が、追い打ちをするように公共料金である水道料金の値上げを行うことには反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第12号：市道路線の認定につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第19号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、地域し尿処理施設維持管理料の中の管理組合維持管理請負料の質問に対し、諸桑団地のコミュニティープラントの修理代の補てん分を基金から取り崩したものであるという答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第24号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第25号につきましても、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第26号：平成19年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、八開農業管理センターの今までの利用率と平成19年度の利用率の目標に対しまして、平成17年度が4,945人で58.9%、平成18年は2月末までですが、5,095人で47%の状況で、平成19年度の目標はPRをして80%ぐらいに持っていきたいとの考えでした。

商工業振興資金保障料の関係で5億円から計算してあるが、融資目標額が4億5,000万円と示してあるが、この差異はどう理解したらよいのかという質問に対し、愛西市が銀行へ預託する金額が6,000万円、その2倍を県が委託するわけで、合計が1億8,000万円、その2.5倍が県の示す貸付目標の4億5,000万円ですが、現在の状況を見ていると少しふえるという予測をさせていただいて、5億円で計算したという答弁でありました。

また、地域内工事の要望の日程についてのお尋ねに対しましては、第1回目の総代会において、関係書類をお渡しするが、提出期限については5月の中旬以降となる予定であるとの答弁でありました。

反対討論として、下水道事業について大型事業のみの公共下水道事業ではなく、合併浄化槽やコミュニティープラントも積極的に取り入れて進めるべきと考えます。大型事業の公共下水道事業特別会計に繰り出しを行っているこの議案には反対しますという御意見がありました。

また、賛成討論として、大変厳しい財政状況の中、各課において経常経費、投資的経費を圧縮し、中でも土木費においては18.8%減と大変苦慮されたと思われる予算編成の中、合併以前の合意事項、また住民ニーズに少しでもこたえるべく苦慮され、実行された事業も予算化されています。財政難を第一の理由とし、互助の精神を持って誕生した愛西市でありますので、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを目指し、健全な行政運営に努められることをお

願いし、この議案に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第31号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第32号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計予算につきましては、東保町ほか5,700メートル、勝幡町7,800メートルと説明がありましたが、具体的な工事場所についての質問に対し、東保町は佐屋駅の南側の県道の南側に当たり、また勝幡町については河畔団地及び東町周辺という答弁でありました。

反対討論として、愛西市の下水道事業は、農業集落排水事業とコミュニティープラント以外には公共下水道でという計画であります。大型事業のみの公共下水道事業ではなく、合併浄化槽やコミュニティープラントも積極的に取り入れて進めるべきだと考えますので、この議案には反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第33号：平成19年度愛西市水道事業会計予算につきましては、八開の水道事業について、一般会計からの繰入金が無くなると八開地区の水道料金はどうなるかという質問に対し、平成22年以降から2,100万円ぐらいの損失が発生し、おおむね25%ぐらいの値上げをお願いしなくてはならないという答弁でありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればお受けをいたします。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第34号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・議案第34号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（水谷 正君）

議案第34号を上程させていただく前におわびを申し上げます。

今回、福祉部で、この議案第34号と第35号につきましては当初に上程させていただくものでございましたが、落としておりまして、まことに申しわけございませんでした。

それでは、議案第34号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について。

愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提

出、市長名。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからであるということでございます。

資料として、第34号の資料をお願いいたします。

右側が改正前ということで、現在「盲学校、聾学校若しくは養護学校」となっておるのを「特別支援学校」に改めさせていただくものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するということでございます。以上でございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、議案第34号について質疑を行います

質疑のある方はどうぞ。

**○10番（真野和久君）**

今回のこの抜け落ちについてですが、先ほど部長も陳謝されておりましたが、この間ちよくちよくこういう形のミスが非常に多いということで、今回でいうと文言上の改正ではありますが、こうした文言上の改正をやる場合に、どういうふうにチェックをしているのかというのはどうなんでしょうか。一部は今回チェックしていて、先に上程されておまして、今回これは新たに見つかったのもう一遍上程しましたという形になってはいますが、そういった法改正に基づく文言の改正をする場合、文言がかかわるような条例をどういう形でチェックしているのかについて詳しくお尋ねいたします。

**○福祉部長（水谷 正君）**

先ほど提案のときにおわび申し上げましたが、市単独の条例でございまして、こちらにつきましては、ほかの方から情報を仕入れるということができなくて、上程された後わかったということでございます。

**○10番（真野和久君）**

今の答弁ですと、いわゆるこういった条文改正に関しては、基本的にこういった条例に関して改正されますよというガイドラインが多分出て、それでチェックをしたということですね。この遺児手当支給条例に関しては市単独の条例だったので、チェックするガイドラインの中に入っていなかったと。じゃあ気がついたのはどういう形で気がついたのかということと、今後こういったチェック体制については、前回でもそうですけど、確実にチェックしていく体制をきちんと全庁的にしっかりやってほしいと思うんですが、その点の対応についてついでにお願いします。

**○福祉部長（水谷 正君）**

いつ気がついたかということでございますが、この議案の内容が各課長以上に配られた以後わかったということでございます。

**○助役（山田信行君）**

こういった不手際を繰り返しておまして、本当にまことに申しわけございません。今後の

関係につきましては、やはり縦割りの横の連携のまずさが露呈した形になっておりますので、今後はこういった組織上の問題点もよく考えながら、またこういった例規につきましては、総務課とのチェック体制もきちんと確立しながら進めていきたいと思っております。例規の関係は、パソコンにも導入しておりますので、こういったパソコンの機能も使いながら、こういった不手際がないようにこれから最善の努力をさせていただこうと思っております。本当におおびを申し上げます。

○議長（佐藤 勇君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第34号につきまして、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第34号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、議案第34号についての討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第35号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・議案第35号：愛西市在宅重度障害児家庭介護者手当支給条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（水谷 正君）

議案第35号：愛西市在宅重度障害児家庭介護者手当支給条例の廃止について。

愛西市在宅重度障害児家庭介護者手当支給条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名。

提案理由、この案を提案するのは、愛西市在宅重度障害児家庭介護者手当の支給を廃止するためである。

この内容につきましては、重度障害児を家庭において常時介護している方に対して手当月額4,000円を支給してまいりましたが、その家庭においては、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、市在宅障害者扶助料が支払われており、目的が重複している点が多く、廃止の結論が出されました。しかし、この条例も廃止ということで落としておりました。まことに申しわけございません。

この議案につきましては、附則として、この条例は平成19年4月1日から施行するということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に議案第35号について質疑を行います
質疑のある方はどうぞ。

○26番（宮本和子君）

今回の在宅重度障害児家庭介護者手当ですが、22名が支給されているということですが、これは所得制限などがあるのか、また在宅の重度障害児というのは今現在どのぐらいあるのか。今までこの介護手当はどのような理由で支給されてきたのか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。

○社会福祉課長（杉 勝巳君）

この手当につきましては、合併前、八開村のみの事業でございました。ただ、調整の中で市で同様な形で実施するというふうに決められましたので、スタートをされております。あと18年度実績につきましては22名で、所得制限はございません。以上でございます

○26番（宮本和子君）

そうしますと、在宅重度障害児というのは22名いて、全員がこういった家庭介護手当を受けているということだと思いますが、この平成17年度決算を見ても、この手当は年間98万円であります。在宅で重度障害児を抱えれば、家族は本当に働きたくても働けない状況でありますし、今、障害者自立支援制度により制度も大変改悪をされ、障害児を持つ家庭に負担を押しつけているときだけに、こうした廃止というのは私は納得できないし、そういう点では継続すべきだと思いますし、この家庭介護者に支払われる手当というのはほかにはあまりないわけですから、多分重度障害児を持つ家庭に対する手当ということでは大切な手当だと思うので、やはり私は継続すべきだと考えますが、その点はどのようにお考えですか。

○福祉部長（水谷 正君）

継続ということですが、海部地区でも手当を支給している市町村はなく、御理解をいただきたいということでございます。

○議長（佐藤 勇君）

他に。

○21番（永井千年君）

今、廃止する理由として、重複するという問題が述べられました。この問題を考えていく上で、今課長から提案がありましたように、旧八開村のみの事業が合併によって全市に広がった

事業であるということですが、特に福祉の分野におきまして、合併調整でサービスは高い方に合わせ、負担は低い方に合わせるということで貫くということで調整が行われてきました。それで、まず1点お尋ねしたいんですが、新市になってから、17年4月1日に制度化された事業で、その後金額が削減されたり、あるいは廃止をしたものはこのほかにもあるのでしょうか。条例改正という形で出てくるものについてはわかりますけれども、要綱などで定められているものについては議会にも報告がありませんので、全部を私たち自身もつかんでいるわけではないと思いますので、改めて、特に福祉部長、自分の担当するところでそういうものがあるのかどうか、1点説明をいただきたいというふうに思います。

それから、重複するという点でいいますと、当然国や県の制度に対して、市が独自で上乗せをするというのはほかにもありますし、いろんな市でやはり独自の施策としてやっているだろうと思うんですね。その上乗せを重複という言い方で切っているものかどうか、非常に大きな疑問があります。ですので、ほかにも上乗せしている事業があるのかどうか。なぜこの事業だけが重複だという理由をつけて廃止されることになっているのか。他の事業との関係でも説明していただけないでしょうか。

○福祉部長（水谷 正君）

2点の質問のうち、初めの方でございますが、当初スタートしてまいりまして、やはり額が下がった事業、補助金といったものもございます。

○社会福祉課長（杉 勝巳君）

最初の質問につきましては、先ほど部長が申しましたが、敬老式とか事業等の集約といえますか整理で、基本的に扶助料等につきましては2年間はそのまま継続して、19年度に向けて検討したという経緯がありますので、そういう形だというふうに私は解釈しております。

二つ目の質問で、なぜこれだけが重複という言葉が出てきたかということで、最初に福祉部長の方から手当がそれぞれ出ているというふうに説明したと思いますが、この手当につきましても、愛西市在宅障害者扶助料ということで、障害者の方、手帳保持者の方には扶助料が出ております。第1種の方につきましては、身体障害者手帳1、2級と、IQ35以下の合併症、非常に重い方につきましては1ヵ月7,500円プラス今回の手当で4,000円が出ていたという形になっております。2種の方が多いんですが、身体障害者手帳1、2級もしくはIQ35以下という方につきましては1ヵ月4,500円の扶助料が出ております。ということで、介護者手当は廃止という方向で結論が出されたということでございます。以上でございます。

○21番（永井千年君）

1点目の質問で、扶助料は2年間はそのままだと、17、18。それがどこで決まったのか、ぜひ聞きたいんですが、そうすると、今度の廃止以外では、ほかに扶助料の関連では一切ないということなんですか、教えてください。

○社会福祉課長（杉 勝巳君）

社会福祉課の関係でいきますと、新年度に向けて身体障害者の診断書助成事業、こちらの方も廃止という予定になっております。

○21番（永井千年君）

今、もう一つ廃止されるものについて説明がありましたけど、他の部局でもこうした合併時に調整されたものについて既に廃止した、あるいは今後検討課題にのっているというものがあるのでしょうか。あれば担当の部長に答弁していただきたいと思いますが。

○助役（山田信行君）

この手当の関係とか各種の補助金など、こういったものにつきましては、これから内部のプロジェクトチームを立ち上げまして、いろいろと議論をしていく段階になっておりまして、合併以降これまでに特に見直したとか、削減したとか、そういったものはないと思っております。これからの課題として、行革の一環としてそういった方面を見直していきたいと、そのように考えております。

○21番（永井千年君）

今の答弁でも明らかになりましたように、これからどういうものが出てくるのかわかりませんが、はっきりしたことは、合併調整で高い方にとということで調整されたこうした各種手当、扶助料の中で、今回出されてきているものが最初の廃止だと、先駆けともなるような中身だと。障害者自立支援法によってサービスの上限が定められて1割負担が導入される中で、この障害者に関連するこの手当だけがなぜ先駆け第1号として削られなければならないのか。担当の課としては、手当のことは頭がないかもしれませんが、今の指摘で明らかのように第1号だということですので、全体的な検討の中でいろいろ出てくるものについては、必要なものも出てくるかもしれませんが、今回出されましたものは、そういう点で合併協定の施策が転換をしていく第1号、住民負担がこれからふえていく先駆けとも思えるようなものではないかと思いますが、そういった点はよく考えられて今回提案されたのでしょうか。それが1点です。

それから、重複という問題につきまして、他の事業でも国・県の施策に上乘せされているものは当然ほかにもあると思いますが、なぜこの障害者手当だけが今回出てきたのかと。それも二つ目の疑問であります。他の上乘せ施策についてはどのようになっているのか、ちょっと教えていただけませんか。

○助役（山田信行君）

まず概略のことだけを御説明させていただきます。

先ほどはちょっと言葉足らずのところがあったかもしれませんが。今回見直しました二つの関係につきましては、海部地区でもそういった関係が見直されたということで、同一歩調をとらせていただいたわけでございます。

また、そのほかに今回改めたものでは、敬老金の支給を75歳以上の全員ではなくて、5歳ごとの節目などに改めた関係、そしてもう一つは、子供の日の事業ということで小学生の児童に記念品を贈っておりましたが、こういったものは一種の行革絡みで既に簡素化、改めようということで見直したのもございます。これから具体的な関係、すべての分野で調整をさせていただくというのはこれからの課題でございまして、そういった関係については、既にかねがね

懸案になっておった事項でございまして、見直したわけでございます。

○社会福祉課長（杉 勝巳君）

重複という言葉につきまして、ちょっと誤解を生じているかも知れませんが、市として二つ払っていると。いわゆるほかの課になりますが、県の遺児手当が払われて、市の遺児手当が払われると、そういう段階の手当はほかにもあると思われまして。それで、この障害者の関係につきましては、在宅障害者扶助料ということで、身体障害者手帳を持ってみえる方、1級から6級まで、療育手帳A、B、C、精神の手帳1級から3級まで、その方すべてに市として扶助料を払っております。それと別に重度の方へまた市で扶助料を払っているということで、重複という言葉を使わせていただきました。以上です。

○21番（永井千年君）

もし二つの条例があると、それが重複だということであれば、その二つの条例を1本化して、手当をそれに上乘せするという形で、やはりサービスの低下が起こらないようにすべきではないかというふうに思いますが、そのようには考えられなかったですか。

○福祉部長（水谷 正君）

考えられなかったのかということですが、そのように考えなかったということございまして、申しわけございませんが、御理解をいただきたいということでございます。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

議案第35号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第35号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、議案第35号について討論を行います。

討論のある方、どうぞ。

○21番（永井千年君）

反対討論を行います。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく在宅重度障害者の障害児の福祉手当を受けている者、その家族を対象としたこの手当について、先ほど質疑の中で明らかにしましたように、合併によって調整したものを最初に切り捨てるものにもなりますし、障害者の負担が自立支援法によって大きくなる中で行われる手当の削減でありますので、絶対にこうした手当の削減は許してはいけないというふうに思いますので、本支給条例の廃止については反対であります。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございますか。

〔発言する者なし〕

続いて、賛成討論はございますか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで10分休憩いたします。再開は11時10分からです。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第1号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

日程第4・議案第1号：愛西市公共下水道事業基金条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・吉川議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第1号を反対の立場で討論いたします。

流域下水道、公共下水道については、合併前より合併後の課題として指摘をしてまいりました。今議会の答弁からも市の負担費用や財源が不明瞭であり、今後、愛西市財政を大きく圧迫するのではないかと推測しております。また、工事期間も長く、その間汚水対策がとられないこと、新築家屋においては法で合併浄化槽が義務づけられているにもかかわらず、公共下水道稼働後は合併浄化槽の使用をし続けることができないこと、災害に弱いことなど数々の課題があり、流域下水道事業自体に問題があるという考えのもと、反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第2号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第2号：愛西市職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論のある方、どうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員でございます。よって、議案第2号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第3号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第3号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第3号を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第4号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第4号：愛西市災害応急対策及び災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第4号：愛西市災害応急対策及び災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について反対討論を行います。

今回の改正は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に関連して武力攻撃災害派遣手当を加え、また本条例の名称も変更するものであります。そもそも改正のもととなっております国民保護法については、政府が武力攻撃が予測される事態というふうに認定されれば戦時となり、またそれだけではなく、平時から民間病院などについてそのための対応を出させ、また市民も避難訓練などを通じて巻き込んでいくというものであります。

さらには、国民の協力は自発的な意思にゆだねられ、強制しないというふうに言っているにもかかわらず、現実には土地や家屋の没収や、あるいは罰金、懲罰、懲役などについても規定をされているというものであります。そもそもミサイル攻撃等の武力攻撃に対して住民の全員避難が不可能だというのは自明なものであります。屋内に避難をするだけで国民・住民の皆さんの命が救われるものではありません。そうした非常に非現実的、なおかつ憲法の国際紛争に関する問題は平和的に解決を求めるという精神にも反する、まさに憲法違反の法律に基づいた今回の本条例の改定に関しては同意できません。以上、反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第4号を反対の立場で討論をいたします。

国民保護法は非現実的な想定のもとに戦争中を想定した日常生活づくりを国民に強いる法律であります。原爆を経験した国として、また憲法9条を持つ国としても、今議案のもとになっている国民保護法に問題があると考える立場から反対いたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方、どうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第4号を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第5号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第5号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

よって、討論をこれにて終結いたします。

次に、議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第6号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第6号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

ないようですので、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第7号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第7号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第8号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第8号：愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第9号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第9号：愛西市公共物管理条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第10号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第13・議案第10号：愛西市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第11号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第14・議案第11号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第11号：愛西市水道事業給水条例の一部改正について、反対討論を行います。

佐織地区の水道事業は、地下水と県水の併用により安い水道料金を提供してまいりました。日本共産党は昨年、市長に、地下水を積極的に利用して水道料金の据え置きを要望してまいりました。今年度は地下水の能力アップを図るため井戸の洗管工事が行われましたが、残念ながらストレーナー部分が壊れているということで能力アップの見通しがなくなっております。引き続き、このストレーナーの修理など検討いただきたいと思います。

今回の水道料金の値上げは、赤字部分の解消ということで提案されておりますが、今住民の暮らしは、定率減税や税額控除の廃止、介護保険等の見直しで毎年負担がふえております。特に高齢者には大きな負担となっております。こういうときに住民の暮らしを守るべき自治体が、追い打ちをするように公共料金である水道料金の値上げを行うことには反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

次に、賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第12号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第15・議案第12号：市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。
討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第13号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・議案第13号：字の区域の変更についてを議題とし、討論を行います。  
討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第19号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第17・議案第19号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

ないようですので、賛成討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第20号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第18・議案第20号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第21号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第19・議案第21号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第22号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第20・議案第22号：平成18年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~


◎日程第21・議案第23号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第21・議案第23号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第24号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第22・議案第24号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第25号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第23・議案第25号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第24・議案第26号（討論・採決）

### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第24・議案第26号：平成19年度愛西市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

### ○21番（永井千年君）

日本共産党議員団を代表して、19年度一般会計予算の反対討論を行います。

17年度から始まりました大増税は、高齢者を中心に大変な負担増となり、愛西市では18年度65歳以上の課税者が1,952名、65.8%もふえています。住民税増税だけではなくて、国民健康保険税、介護保険料、介護サービスの利用者負担、老人医療の窓口負担にも影響が及び、高齢者を苦しめています。19年度も今までの経過措置による負担増に加えて、6月からの住民税の定率減税の廃止、税源移譲による税率アップと、次々と襲いかかるように負担増のラッシュです。国が国民にこのような大きな負担増を押しつけようとしている、こんなときだからこそ、少ない予算の中で工夫をして、自治体の本来の役割であります住民の暮らしや福祉を守る施策を一層きめ細かく進めていくことがますます求められています。

私たち日本共産党議員団は、昨年11月16日、新市の19年度予算編成に当たって、市長に対して、アンケートなどに寄せられた住民の要望をまとめて190項目の要望書を提出し、住民要望の実現、予算化を求めました。19年度予算での前進面、市民の願いの実現としては、合併前からの長い間の願いでありました立田・八開地区の巡回バスの試行運転費用が計上されました。また、学童保育未実施3小学校区の児童館、子育て支援センターの用地取得、斎場建設基本計画の策定費用がそれぞれの建設に向けて予算計上されました。巡回バス、これらの施設を、住民の声をしっかりと聞いて、よりよいものにするための努力を一層行ってほしいと思います。

しかし、学童保育の問題については、提案されている放課後子ども教室では、この学童保育に代替するものにはなりません。学童保育の強い願いにこたえるべきであります。子供の医療費の無料化を小学校卒業まで拡大すること、無料の妊産婦健診の拡大、医療費の一部負担金の減免制度、低所得者の国民健康保険税、介護保険料、利用料の減免、要介護認定者すべてに障害者控除証明書の発行などの要望にはこたえていません。また、所得が変わらないのに定率減税の廃止によって保育料が引き上がることになりましたが、こうした引き上げに対する措置もとられていません。障害者自立支援法による新たな負担増に対する市独自で支援施策の実施を行わなければならないのに、逆に障害児家庭介護者手当を廃止することも納得できません。さらに30人学級、私立高校生に対する授業料補助の増額なども行われませんでした。職員が一体となって高度な安全性を追求し、食育を進めなければならないのに、調理作業だけを委託している佐織地区の学校給食の民間委託の拡大にも反対です。

昨日、犬山市が不参加を教育委員会で確認しましたが、競争を激化させ、個人情報漏えいにもつながりかねない全国一斉学力テストの実施にも賛成できません。固定資産税の5年遡及

に関連した外部委託費用、市民税、国保税などの嘱託職員による徴収にも反対です。情報漏えいが続く住民基本台帳ネットワークへの接続もそのままであります。公共下水一本ではなくて、合併浄化槽やコミュニティープラントなど多様な事業を組み合わせ進めるべきとの考えで、公共下水道事業特別会計への繰り出しにも反対をいたします。

以上申し上げましたように、19年度一般会計予算は、国の大きな負担増に対して、自治体の本来の役割である住民の暮らし、福祉を守る暮らしの防波堤としての役割を十分に果たすものになっていません。切り捨てられた手当、賛成できない費用支出もあり、今述べましたように緊急切実な住民要望が計上されていません。よって、19年度一般会計予算には反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

平成19年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

本予算 188億 9,000万円、前年度予算 6.0%減という大変厳しい予算の中、各部門において少しでも住民の方々に充実したサービスを提供できるよう検討され、編成された予算であると思います。

歳入におきましては、定率減税の廃止により市税が14.2%の増額ながら、国の三位一体の改革の影響により地方交付税12.7%減、また基金からの繰り入れにより歳入不足を補っており、ここからもわかるように大変厳しい財政状況になっております。

歳出におきましては、各課において経常経費、投資的経費を圧縮し、歳出抑制に努めながら合併以前の合意事項、また住民ニーズに少しでもこたえるべく苦慮され、実行された事業も予算化されております。

巡回バスの立田、八開地区への試行運転、児童館、子育て支援センター未整備地区への整備、斎場建設に向けた計画策定費、勝幡駅前広場整備事業など、これらさまざまな事業は市民にとってとても重要な事業であり、今後も住民を第一に考え、協議・検討され、実現されていくことを望みます。

今後さらに財政が厳しくなることが予想され、集中改革プランも策定されました。財政難を第一の理由とし、互助の精神を持って誕生した愛西市でありますので、今後もこの気持ちを忘れることなく、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを目指し、健全かつスピーディーな行政運営に努められますことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第26号を賛成の立場で討論いたします。

今議会は、行財政改革と事業評価に主眼を置いて取り組みをさせていただきました。特に今後進められる大事業である斎場建設、児童館建設については、行政改革大綱、集中改革プランとの整合性において課題があることも指摘させていただきました。

斎場問題におきましては、現在、愛西市民は告別式会場が不足して困っているのか、また今後民間進出の可能性はないのかなど、現状評価や経済行為として自然発生的な民間進出が起きるとの想定も大変不足しているのではないのでしょうか。行政として、しっかりと課題とデータを示すべきです。

また、児童館建設についても、放課後子どもプランの中での位置づけがはっきりしておらず、現に学校で子どもプランが始まるので、児童館は何に使うのかとの問い合わせも市民の方からいただいております。子どもプランの全容を早期に示すべきではないのでしょうか。

すべての事業計画策定において、市民ニーズ、財政状況等数々のデータ分析をすることは省略してはならないプロセスであり、このプロセスを踏むこと自体が市長の公約であります。市長の公約である児童館建設においては、なおさら慎重にこれらの評価をして進めねば、公約にねじれが生じてしまいます。

このように課題は多々ありますが、今議会で行政改革大綱や集中改革プランのもと進めるとの市長の力強い答弁もあったこと、また19年度予算総額に縮小の努力、そして行革の努力が見えたことを評価し、賛成といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第27号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第25・議案第27号：平成19年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第27号について反対の立場で討論させていただきます。

18年5月に臨時議会で指摘させていただきましたが、土地取得特別会計のもとになっている愛西市土地開発基金には、行政財産や行政が所有できない土地も含まれているなどの問題が未解決であります。問題提起以降は適正な運用がされていることは評価いたしますが、未解決の事案があることを理由に反対といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論、賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第28号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第26・議案第28号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第28号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計予算の反対討論を行います。

今回の国民健康保険特別会計予算では、徴収嘱託職員を4名採用して滞納者への徴収だけに力を入れるのではなく、市が積極的に消費生活窓口を設置し、市民税、国保税、水道料など、税金や公共料金滞納者に対して多重債務の相談を連携して対応し、支払いをしたくても支払えない状況を解決してこそ、滞納への一掃が図られるのではないのでしょうか。また、国民健康保険法第44条に基づいて、医療費の減免をし、独自でも積極的に早急に対応し、医療費が払えない人たちへの救いの手を差し伸べ、税金などが払えるようにするべきです。

また、国保の減免制度をせめて津島市並みに行い、医療費の負担を少なくすれば支払いやすくなります。こうして心を込めたやり方で、ただ徴収だけに力を入れられないようにしていただきたい。

平成20年度から75歳以上の後期高齢者医療制度が始まり、国民健康保険から切り離して行われることとなります。ただでさえ少ない年金から保険料を徴収されます。定率減税や老年者控除が廃止される中で、国保税、介護保険料が値上げとなり、大変な国民いじめが行われている中で、国の言いなりではなく、福祉に心を持って、少しでも市民の立場に立って市政を進めていくべきではないのでしょうか。

以上申し上げまして、国民健康保険特別会計予算の反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言がある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第29号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第27・議案第29号：平成19年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第30号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第28・議案第30号：平成19年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第30号：平成19年度愛西市介護保険特別会計予算への反対討論を行います。

平成18年度に介護保険制度が改悪をされ、今までどおりにサービスが利用できなくなったり、ベッド、車いすなど日常用具が借りられなくなったり、その上介護保険料・利用料の値上げでは、介護保険を利用したくてもすることができないと怒りの声が寄せられております。

介護予防をすることは必要なことですが、今までのサービスを受けながら介護予防をして、介護を受けなくてもよくなったのならだれもが喜ばれることです。しかし、介護保険法を変え、国からの支出を減らすために強引な形で進められ、地方自治体に無理難題を押しつけてくる国のやり方に、市民の命と財産を守る立場の自治体はもっと怒りを持って、市民の立場に立って市政の運営をしていただきたい。一般高齢者介護予防事業、運動機能向上事業を委託するなど、介護予防サービスの拡大をすることはありがたいことですが、稲沢市、津島市などに行かなくても愛西市内で事業が拡大できるようにしていただきたい。第4期介護保険事業計画など策定準備が始まります。策定委員の公募を行い、利用者の声が反映する計画になるよう努力していただきたい。予防給付費を5分の1に大幅に減らすばかりではなく、愛西市で年をとっても安心して暮らせるよう、もっと利用しやすい介護制度にすべきです。

以上申し上げまして、平成19年度介護保険特別会計予算の反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論のある方、どうぞ。

〔発言する者なし〕

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第31号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第29・議案第31号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第32号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第30・議案第32号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第32号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について反対討論を行います。

愛西市の下水道事業は、農業集落排水事業とコミュニティープラント以外は、すべて公共下水道で行くという計画であります。それでは完成までの時間も費用もかかります。日本共産党は大型事業のみの公共下水道事業ではなく、合併浄化槽やコミュニティープラントも積極的に取り入れて進めるべきだと考えておりますので、議案第32号には反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論のある方どうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第33号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第31・議案第33号：平成19年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第33号：平成19年度愛西市水道事業会計予算に対する反対討論を行います。

今回の予算案に対しては、先ほど加藤議員の方から水道事業給水条例の一部改正についての反対討論がありましたように、今度は水道料金の佐織地区での値上げが提案されています。これにつきましては、やはり現在の市民の皆さんの生活の状況を考えれば、当然値上げをしない方向で行くべきであります。それと同時に今後の水道事業そのものに関して、合併協議の中でも合併後に当分の間現行どおりとし、新市における水道事業計画を合併後に速やかに策定し、調整をしていくということがうたわれておりました。今後の愛西市としての水道事業の方向性、また計画をしっかりと定めることがまず先であります。そして、それについて市民の皆さ

んの意見等もしっかりと踏まえながら考えていくことが必要であります。

そうしたことをせずに、単に赤字だから、あるいは一般会計からの繰り入れを減らしていくということで値上げをしていくのでは、やはり市民の皆さんも納得できないのではないのでしょうか。八開地区においても、先ほどの報告でもありましたように、平成22年以降、赤字分だけでも平均25%の値上げをせざるを得ないというような御報告もありました。しっかりとそうした点も踏まえて考えていくことが必要です。以上の点からも、今回の予算案については反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論のある方どうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。よって、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第32・選挙第1号**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第32・選挙第1号：海部地区休日診療所組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、海部地区休日診療所組合議会議員には15番・後藤和巳議員と21番・永井千年議員を指名いたしますので、お諮りをいたします。

ただいま議長において指名をいたしました15番・後藤和巳議員と21番・永井千年議員を海部地区休日診療所組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、15番・後藤和巳議員と21番・永井千年議員が海部地区休日診療所組合議会議員に当選をされました。

ただいま海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました15番・後藤和巳議員と21番・永井千年議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

○市長（八木忠男君）

閉会に当たって、一言お礼を申し上げます。

3月5日より本日まで、本当に長きにわたり慎重に御審議をいただき、その間、私どもの不手際などもありまして御迷惑をおかけしましたことにもおわびを申し上げます。

この議案審議の中で数々御指摘をいただいた点につきましては、心して努めてまいりたいと思っておりますし、事務事業の見直し、あるいは使用料、手数料、公共料金などなど、これからも行政改革、あるいは総合計画の中でも見直しをかけながら進めてまいりたいと思っております。

けさ方、110余名の人事の内示をいたしました。後ほど議員の皆様方にもお示しをしますけれども、部長以下、新しい年度に向けて特に管理職の責任をとる体制づくりなども努めてまいりたいと思っておりますし、みずからを律し、みずから学んで、そんな職員教育も努めてまいりたいと思っております。

もう2年済んだわけでありまして、今までいろんな場面場面で皆様方に御不便やら御指摘をいただいてきております。そのことも十二分に反省をしながら新しい年度を迎えたいと思っております。

まだまだこれからいろんな場面場面が想定されるはずですが、合併協の中での新市での調整事項、本当にまだまだたくさんあるわけでありまして、一つ一つ議会の皆さん方と十二分に御相談させていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、きょうもこうして議員の皆さん全員御出席のもとで最終日を迎えることができました。そして、これからもそれぞれのお立場で御支援やら御指導をいただきますようお願いを申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

これにて平成19年3月愛西市議会定例会を閉会といたします。

午後0時00分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会
議長

佐藤 勇

会議録署名議員
第10番議員

真野 和久

会議録署名議員
第12番議員

八木 一